

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち申立期間②及び③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②についてはA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とし、また、申立期間③についてはC社の資格取得日に係る記録を53年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、申立期間②について、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められるが、申立期間③については、事業主がこの義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月11日から21年4月1日まで
② 昭和42年3月31日から同年4月1日まで
③ 昭和53年7月1日から同年8月1日まで

私は、昭和20年8月にD社に就職し、その後57年2月末に同社を退職するまで、一貫してD社及びそのグループ会社に勤務したが、D社E支店に勤務した期間の一部、A社からD社F支店に異動した期間の一部及びD社G支店からC社に異動した期間の一部が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

申立期間をD社及びそのグループ会社に継続して勤務したことは事実なので、これらの期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社G支店が提出した申立人に係る人事記録（以下「人事記録」という。）により、申立人は、D社及びその関連会社に昭和20年8月11日から57年2月28日まで継続して勤務していたことが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び人事記録から判断すると、

申立人はD社及びそのグループ会社に継続して勤務し（昭和42年4月1日に、A社からD社F支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、B社は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和42年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、雇用保険の加入記録及び人事記録から判断すると、申立人はD社及びそのグループ会社に継続して勤務し（昭和53年7月1日にD社G支店からC社へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、申立人のC社における昭和53年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、C社は既に解散し、事業主の所在は不明であるため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人は、昭和20年8月11日からD社E支店H営業所に勤務していたことは人事記録により確認できる。

しかしながら、D社E支店の厚生年金保険の新規適用は、オンライン記録では昭和17年1月1日と記録されているものの、同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同支店で最初に厚生年金保険の被保険者資格を確認できる時期は、申立人が同支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得している21年4月1日であり、これ以前の記録は無い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者の記号番号は、昭和21年3月24日にD社E支店の従業員32人に対して割り振られたものの一つであり、これら

同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日はいずれも同年4月1日であることが確認できる。

さらに、現在、D社E支店の厚生年金保険関係事務を継承している同社G支店は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得、厚生年金保険料の給与からの控除等に関する資料は無いと回答している上、昭和20年10月に同社E支店に就職したとする同僚もその厚生年金保険被保険資格を取得しているのは21年4月1日であり、同時期以前に厚生年金保険料を控除されていたか否かは承知していないと証言している。

このほか申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年4月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月15日から49年1月5日まで

私は、申立期間にA社B出張所及び同社C営業所に勤務していたが、厚生年金保険への加入が昭和49年1月5日からになっている。申立期間の給与明細書により厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有する給与明細書により、申立人はA社に昭和48年4月から49年12月まで継続して勤務していたことが確認できる上、給与明細書及び申立人が所有する市民税・県民税特別徴収税額通知書により事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、A社の事業主は、申立人が所有する手書きの給与明細書などは同社が発行したものか否か不明であると回答しているものの、申立期間の給与明細書は、昭和49年1月以降の同社における厚生年金保険被保険者期間の明細書と様式、記載内容、金額等が一致していること、給与明細書記載の保険料控除額と市民税・県民税特別徴収税額通知書記載の社会保険料額とが整合していること、及び申立期間当時の複数の同社事務担当者の証言等から、申立人が所持する給与明細書は同社が発行したものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から53年3月まで

申立期間は、自営業をしており、経営状態も良く、国民年金保険料を未納にするはずがない。国民年金に加入したときに、夫婦一緒に特例納付により多額の保険料をさかのぼって納付したことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む国民年金保険料を第3回特例納付によりまとめて納付したと主張しているが、国民年金被保険者台帳により、申立人は、申立期間直前の昭和36年4月から49年1月までの保険料を55年6月に第3回特例納付により納付したこと、及び申立期間直後の53年4月から55年3月までの保険料を55年6月に過年度納付したことが確認できる。

また、申立人が昭和55年6月に特例納付及び過年度納付している期間とその時点から60歳に達するまでの期間を合算すると、申立人の国民年金の受給資格期間である23年を満たすこと、及び申立人の妻の国民年金納付記録についても、55年6月時点での第3回特例納付及び過年度納付した期間とその時点から60歳に達するまでの期間を合算すると、申立人の妻の国民年金の受給資格期間である24年を満たすことができることが確認でき、申立人と申立人の妻の納付行動が一致していることからみて、申立人は第3回特例納付の際に受給資格を満たすために必要な期間の保険料を納付し、申立期間の保険料については納付しなかったものとするのが自然である。

さらに、申立人は特例納付したとする国民年金保険料の金額を記憶しておらず、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、このほか申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年6月まで

申立期間は、A市に居住しており、A市役所の勧めで昭和36年4月から国民年金に加入していた。国民年金保険料は、婦人会の支部長が自宅に集金に来ていた。42年ごろにB市に転居するまで毎月納付していた。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については毎月婦人会を通して納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、41年7月ごろに任意加入として払い出されており、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、保険料を納付できない期間であるとともに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、国民年金保険料を集金人に毎月現金で納付していたと主張しているが、国民年金の加入状況や保険料の納付状況があいまいである上、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から49年5月まで

私がA社を退職後、母が私の国民年金の加入手続を行い、毎月納付書を持って隣の町内会長宅で保険料を納付していた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年11月に会社を退職後、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、毎月国民年金保険料を隣の町内会長宅で納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立人の母親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和51年5月28日に任意加入として払い出されており、申立期間は、国民年金の未加入期間であることから保険料を納付することができなかつたと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者の証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 1 日から 63 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 1 月 1 日から 63 年 1 月 31 日まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間について勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主及び当時の同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間ごろに当該事業所に勤務していたことは推認でき、また、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚の 1 人は、「申立人の雇用条件は、自分と同様だったと思う。」と証言している。

しかしながら、申立人は 3 か月間の試用期間経過後、正社員として採用されたと主張しているが、正社員として採用された際の辞令の交付、処遇についての説明、健康保険証の交付等についての記憶を有していない上、事業主は、「正社員にすることを予定して採用した従業員の中には、3 か月間の試用期間経過後においても、本人が希望して社会保険に加入しない者もいた。」と証言している。

また、申立人が挙げた同僚の中には、A 社において厚生年金保険の加入記録が確認できない者がいるなど、当該事業所においては、常勤労働者であっても社会保険に加入していない従業員がいたと考えられるとともに、申立人に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、事業主は既に申立期間当時の関連資料を処分しており、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情が無い上、当該事業所における申立期間に係るオンライ

ン記録に申立人の氏名は無く、その整理番号に欠落も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで
申立期間の A 社での標準報酬月額の記録が、実際の総支給額と相違しているため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A 社が提出した賃金台帳から、申立期間に係る申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことは確認できるものの、申立期間に係る申立人の給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年5月10日から同年10月15日まで
② 昭和20年8月31日から同年10月1日まで

私は、申立期間①について、A社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間が確認できない。

また、申立期間②について、B社C法人に昭和19年10月15日から20年9月30日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間は20年8月31日までとなっている。

申立期間に勤務していたのは間違いないので、各申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に勤務していたと申し立てているが、A社は、昭和20年8月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業所及び事業主の所在が確認できない上、当時A社に勤務していた同僚一人からも厚生年金保険料の控除に関する証言を得られないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、同事業所が適用事業所となった昭和18年9月1日から19年11月1日までに資格を取得した厚生年金保険被保険者の中に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落も無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は昭和20年9月30日までB社C法人に勤務

していたと申し立てているところ、同事業所は終戦により事業を廃止しており、オンライン記録によると、同事業所に係る厚生年金保険被保険者は20年8月31日に全員資格を喪失している。

その後、後継事業所であるB社D事業所は、昭和20年8月31日にB社C法人を退職した者の一部を採用しているが、B社D事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落も無い。

また、B社C法人に勤務していた同僚16人からも、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除に関する証言を得られず、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、B社は、「B社C法人は、終戦をもって事業終了し、事業継承したB社D事業所は昭和25年1月に解散しており、当時の賃金台帳等の資料は保管していない。」と証言しているため、申立人の申立期間②に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月 31 日から同年 6 月 23 日まで

私は、平成 14 年 9 月 2 日から 15 年 6 月 23 日まで A 社に派遣社員として継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の記録が確認できないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A 社に継続して勤務していたと申し立てているが、申立人の雇用保険の加入記録及び同社が提出した賃金台帳に記載された入退社日の記録により、申立人が同社を退職した日は、平成 15 年 5 月 30 日であることが確認できる。

また、申立期間について、申立人が提出した支給明細書及び A 社が提出した賃金台帳により、給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 17 日から同年 8 月 16 日まで

私は、昭和 56 年 3 月 17 日から同年 8 月 15 日まで A 事業所に事務補助員として継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の記録が確認できないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 事業所の総務事務を担当する B 事業所が提出した臨時職員名簿により、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B 事業所は、臨時職員名簿以外に当時の資料を保存しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない上、オンライン記録により、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 51 年 7 月 1 日以降に同事業所の厚生年金保険被保険者となった者は一人しかおらず、この者の資格喪失日は 52 年 4 月 1 日であり、これ以降同事業所の厚生年金保険被保険者となった者は確認できない。

また、申立人は当時の同僚及び職員の名前を記憶していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について証言を得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 2 日から同年 6 月 1 日まで
年金記録では、A事業所の期間は昭和 63 年 6 月 1 日からとなっているが、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

現在、申立人が勤務しているB事業所が発行した人事記録により、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所は平成 15 年 3 月 1 日にC法人へ経営譲渡し、D事業所として開設されているところ、D事業所は、「A事業所とは経営は全く別であり、同事業所の資料は何も引き継いでいない。」と回答しており、B事業所は、「申立人に係る資料等は人事記録しか保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

また、オンライン記録により、申立人がA事業所において勤務を始めた日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚について、申立人は「自分より先に勤務していた。」と証言しており、当該同僚も「現在勤務している事業所に提出した履歴書を確認したところ、自分の年金記録より1か月前から勤務していた。」と証言している。

さらに、申立人と同時期にA事業所に勤務していた同僚の記録を調査したところ、複数の同僚が採用後1か月から3か月後に厚生年金保険被保険者となっていることから、同事業所では、採用後直ちに厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがわれる。

加えて、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを確認できる資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。